

○厚生労働省告示第三百七十号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへの収納価格を、平成二十八年度においてはあへんに含有されるモルヒネ一キログラムにつき二十三万千百円と定めるので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年九月十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久